20220812【総領事館からのお知らせ】フィリピン(セブ)を訪れる方々の日本帰国に際しての注意喚起

【ポイント】

日本への帰国には日本政府の水際対策強化措置により、フィリピン出国前 72 時間以内の PCR 検査等の陰性証明が必要です。観光や出張、短期留学などでフィリピン(セブ)に渡航された邦人の方々で、日本帰国前の PCR 検査等で陽性となり、予定通り帰国できない方が多数いらっしゃいます。

オーバーステイとなった場合には出国する際に入国管理局での手続きが必要となる場合もあります。

フィリピン(セブ)渡航前に、日本国内で既に新型コロナウイルスに感染していると思われる事例も発生しておりますので、万が一感染が疑われる場合には、渡航の取りやめを検討するなど慎重にご判断願います。

【本文】

- 1 日本帰国には日本政府の水際対策強化措置により、フィリピン出国前 72 時間以内の PCR 検査等の陰性証明が必要です。最近、観光や出張、短期語学留学などでフィリピン (セブ)に渡航された邦人の方々で、日本帰国前の PCR 検査等で陽性となり、予定通り日本へ帰国できない方が多数いらっしゃいます。
- 2 当地で新型コロナウイルスに感染した場合、軽症又は無症状であっても、隔離施設等で7日間隔離されることとなります。特に、観光や出張、短期語学留学で短期間当地を訪れている方々は、ホテル延泊やフライト変更、出国時 PCR 再検査などの追加的な予定外の費用を強いられることとなります。
- 3 また、隔離措置等により滞在期間を越えオーバーステイとなった場合には、出国する際に入国管理局で手続きが必要となる場合もあります。
- 4 つきましては、当地を訪れる観光旅行者や出張者の方々におかれては、当地で新型コロナウイルスに感染しないよう十分注意してご滞在ください。
- 5 なお、フィリピン(セブ)渡航前に、日本国内で既に新型コロナウイルスに感染していると思われる事例も発生しておりますので、渡航される前に37.5 以上の発熱、咳、喉の痛み、倦怠感などの症状があり、感染が疑われる場合には、自主的に PCR 検査等を受検することを検討いただき、万が一感染が判明した場合には、渡航の取りやめを検討するなど慎重にご判断願います。

6 新型コロナウイルスに感染して当館にご相談される際は、感染拡大防止の観点から、 ご来館は控えていただき、メールまたは電話でご相談ください。

水際対策(厚生労働省 HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 00209.html

【水際対策】出国前検査証明書

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 00248.html

.

この情報は、在留届及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。情報は同居家族の方にも共有いただくとともに、同居家族の方が本メールを受信していない場合は、在留届へのメールアドレスの登録をお願いします。

災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全 対策に関する情報が届くよう、在留届(3か月以上の滞在)の届出、又はたびレジ(3か月 未満の滞在)の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願い いたします。

在留届・たびレジ登録: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/

(問い合わせ窓口)

在セブ日本国総領事館

住所: 8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話:(市外局番 032) 231-7321 FAX:(市外局番 032) 231-6843

ホームページ: https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop ja/index.html